

マージン率等の公開資料（2021 年度実績）

株式会社 WBH

【許可番号】派 12-301539

改正労働者派遣法に義務付けられたマージン率等の情報を公開します。

【マージン率等の情報】

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

拠点名称	千葉本社
拠点所在地	千葉県八千代市勝田台 1-17-2 福島ビル 3 階
派遣労働者の人数	30 人（2021 年 12 月 30 日付け派遣契約正社員数）
数派遣先の数	2 社（2021 年度派遣先事業所数 実数）
① 労働者派遣に関する料金額の平均額	13,800 円（1 日 8 時間当たり）
② 派遣労働者の賃金額の平均額	10,400 円（1 日 8 時間当たり）
マージン率 (①-②) ÷ ① × 100	(※小数点第 2 位以下は四捨五入)
	25% 〔内訳〕福利厚生関係（社会保険料、労働保険料の事業主負担分、教育訓練の実施費用、有給休暇費用、慰労金・退職金積立、定期健康診断、ストレスチェック等）運営経費（採用広告費、事務所維持費、人件費等、営業利益）

【教育訓練に関する事項】

	教育訓練名	教育訓練の内容
1	社会人マナー教育 (入職時基礎的訓練)	新卒又は社会人としての経験が浅い人を対象に、挨拶、服装、言葉遣い、名刺の渡し方、報連相の重要性等、社会人としてのビジネスマナーを教育します。
2	日本ビジネス教育	【一般社団法人 日本ビジネス能力認定協会】と提携して、定期的外国人社員に日本のビジネスマナーを教育する。
3	日本語教育	日本語学校と提携して定期的に外国人社員にビジネスレベル日本語を教える
4	リーダー教育（階層別訓練）	現場責任者として実績が付き、業務を熟知してきたら、3 年目にリーダーとしてプロジェクトを成功させるためのリーダーシップやマネジメントの教育をします。4 年目には、長期的なキャリア形成を目的とした、プロジェクト単位の利益管理、パートナーの人材管理等、管理職として必要な教育を行います。

【派遣契約に関する事項】

福利厚生制度	健康保険・厚生年金・雇用保険・産前産後休暇・育児休業・介護休業（※雇用条件により利用・加入できない場合があります）。
労使協定有効期間	2021 年 10 月 1 日～2022 年 9 月 30 日
労使協定の有無	労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結有
労使協定の対象となる労働者の範囲	通訳販売員、製造員、普通作業員
キャリアコンサルティングの相談窓口	千葉本社 キャリアコンサルティング 代表窓口 047-409-7703